

令和4年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限

令和4年1月31日（月）まで

受付期間

令和4年1月4日（火）～

令和4年1月31日（月）

早めの提出にご協力下さい。



筑後市PRキャラクター・はね丸

筑後市役所 税務課 固定資産税担当

市税につきましては、日頃よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は毎年1月1日（賦課期日）現在、所有している償却資産について申告していただく必要があります。

つきましては、この「申告の手引き」を参照の上、申告書を作成し期限までに提出していただきますようお願いいたします。

資産に増減のない方、遠方の方、その他持参が難しい方は**郵送での提出**も受け付けております。記載、本人確認資料（運転免許証などの写し）の添付に漏れがないことを十分ご確認のうえ郵送してください。

なお、記載方法などご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までおたずねください。

《お問い合わせ先・提出先》

筑後市役所 税務課 固定資産税担当

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

電話 0942-65-7014（直通） FAX 0942-65-7071

目次

1. 償却資産の申告について [P1～P2]
 - (1) 申告していただく方
 - (2) 申告の方法と提出書類
 - (3) 提出期限
 - (4) 電子申告（エルタックス eL TAX）について
 - (5) 提出先・問い合わせ先
 - (6) 申告されない方、虚偽の申告をされた方
 - (7) 実地調査等のお願い
 - (8) マイナンバーについて
2. 償却資産のあらまし [P3～P6]
 - (1) 償却資産とは
 - (2) 償却資産の種類
 - (3) 特に注意を要する申告の対象となる資産
 - (4) 少額資産等の取扱について
 - (5) リース資産について
 - (6) 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区分
 - (7) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合
 - (8) 国税との主な違い
3. 償却資産の評価方法 [P7～P8]
 - (1) 償却資産の計算方法
 - (2) 非課税となる資産
 - (3) 課税標準の特例
 - (4) 納税義務者等について
 - (5) 業種別償却資産例
4. 記載例 [p9～p10]

1. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、筑後市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（筑後市内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人又は個人。

（例えば、工場、商店、アパート、駐車場、事務所、太陽光発電設備、その他事業用の設備などです。）

(2) 申告の方法と提出書類

同封の償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）にご記入の上、提出して下さい。

※令和4年度から押印は廃止となりました。署名をお忘れなようお願いします。

※法人の場合は会社印をお願いします。

●本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	・償却資産申告書（署名） ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	・令和4年1月1日現在、筑後市内に所有している償却資産を全て申告して下さい。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出して下さい。

●前年度に申告されている方

前年度に申告された全ての資産は、種類別明細書（増加資産・全資産用）に印字されています。

提出書類	・償却資産申告書（署名） ・種類別明細書（増加資産・全資産用）	
注意点	増加	増加した資産名等を「種類別明細書」の余白に追記して下さい。 （前年以前に取得した申告漏れ資産を含む。）
	減少	「種類別明細書」に印字されている資産名を、横線で削除し、摘要欄に令和〇年〇月廃棄と記載してください。
	増減なし	前年度申告した資産から変更がない場合は、「申告書」の備考欄に「増減なし」と記載して下さい。郵送での提出も可能です。署名、電話番号、「増減なし」の記載、本人確認資料の添付に漏れがないことを確認のうえ郵送してください。

※自社の電算処理で申告されている方の一部については、償却資産申告書のみお送りしています。

●廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書（署名） ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	・「申告書」の備考欄にその旨（廃業等）を記載し提出して下さい。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入して下さい。

(3) 提出期限

令和4年1月31日(月)です。

※受付開始日は令和4年1月4日(火)です。

※申告書を郵送される方で「控え」について、受付印押印後、返送を希望される方は、返送先を記入し切手を貼付した封筒を必ず同封して下さい。

(4) 電子申告(エルタックス eLTAX)について

筑後市ではインターネット(eLTAX「エルタックス」)を利用した償却資産の申告を受け付けています。詳しくはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)またはヘルプデスク(電話番号0570-081459)をご確認下さい。

(5) 提出先・問い合わせ先

筑後市役所 税務課 固定資産税担当
〒833-8601 筑後市大字山ノ井898番地
TEL(直通) 0942-65-7014 FAX 0942-65-7071

(6) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を課せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて、延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、課税処理は現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

(7) 実地調査等のお願い

申告書受付後、地方税法に基づいて実地調査・簡易調査(固定資産台帳を郵送していただく調査)を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴い遡及して修正申告をお願いすることがありますのでご了承ください。

(8) マイナンバーについて

マイナンバー法の規定により、平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が追加されました。

本人確認を実施させていただきますので、申告の際下記の資料を提示して頂きますようお願いいたします。(郵送の場合は下記資料の写しを添付して下さい。)

※なお、マイナンバーの記載、番号確認資料の提示または写しの添付がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。

個人番号カード(番号確認+本人確認)

通知カードなど(番号確認) + 運転免許証など(本人確認)

※上記以外の番号確認資料・本人確認資料については、固定資産税担当までお問い合わせ下さい。

【代理人が申告書を提出する場合は下記資料が必要となります。】

通知カードなど(本人の番号確認) + 運転免許証など(代理人の身元確認) + 委任状など(代理権確認)

2.償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

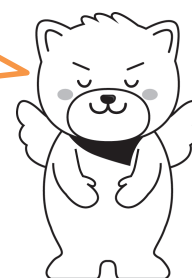
償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車は除かれます。

(2) 償却資産の種類

資産の種類		償却資産の例示
1	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、路面舗装（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、庭園、貯水槽、橋、貯水池その他土地に定着した設備
	建物附属設備（建築設備）	1. プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2. 建築設備のうち償却資産として扱うもの（5ページ参照） 3. 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装は償却資産として申告して下さい。（テナント内装など）
2	機械及び装置	食品製造・鉄鋼金属・印刷・縫製等の製造加工機械 土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザーなど） 太陽光発電設備、その他産業機械及び装置等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が0、00～09、000～099、9及び90～99、900～999）、その他運搬車 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。
6	工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、取付工具、机、いす、ロッカー、カウンター、応接セット、テレビ、音響機器、冷暖房器具、冷蔵庫、厨房機器、洗濯機、カーテン、じゅうたん、コピー機、パソコン、陳列ケース、自動販売機、電話機などの事務通信機器、看板、ネオン、金庫、レジスター、監視カメラ、消火器、医療機器、美美容機器、娯楽・スポーツ器具、室内装飾品等

償却資産は毎年1月1日現在
所有する資産について申告
して下さい。



筑後市PRキャラクター・はね丸

(3) 特に注意を要する申告の対象となる資産

ア) 車両について

車両は大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則 別表第1 参照）が対象となります。ナンバープレートを取得している場合は、登録番号の分類番号が、0、00～09、000～099 と 9、90～99、900～999 となります。

※自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型特殊自動車は償却資産の対象外です。

イ) 太陽光発電設備について

事業用の太陽光発電は償却資産の対象です。（個人が住宅などに設置した太陽光発電で売電する場合は個人事業主となり、償却資産の対象となります。）

ウ) 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産

エ) 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産

オ) 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産

カ) 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）

キ) 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産

ク) 資産の所有者が他の事業を行うものに貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、貸付先で事業用に使用されるか否かを問わず対象です。）

ケ) 美術品等について「法人税基本通達 7-1-1」等に規定される減価償却資産として取り扱うもの

(4) 少額資産等の取扱について

償却資産において、地方税法の規定に基づき申告の対象から除外される償却資産は、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価格10万円未満のうち一時に損金算入したもの（①）、取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの（②）、法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格20万円未満のもの（③）です。よって租税特別措置法を適用して損金算入した資産は償却資産の申告の対象となります。

また取得価格10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告対象になります。

(取得価格)	個別に減価償却しているもの（償却資産対象）	
30万円未満	中小企業者等の少額資産特例（償却資産対象） （租税特別措置法第28条の2、第67条の5など）	
20万円未満	③リース資産（20万円未満（法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項）	②3年で一括償却（法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項
10万円未満		① 一時に損金算入（法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条）

(5) リース資産について

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則としてその資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、償却資産（固定資産税）においては、従前のおり申告義務はリース会社にあります。

(6) 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、下表の例示を参考にして下さい。家屋との区分の判断が困難な場合は、固定資産税担当までお問い合わせください。

区分	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電燈、コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備、太陽光発電設備（屋根材一体型）等	自家発電設備、受変電設備、動力配線設備、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、スポットライト、電話機、電球、ミキサー、交換機、屋外電気設備、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）等
給排水衛生設備	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー等	屋外設備、屋外水道管、屋外排水管、独立煙突、独立煙道、独立給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽等
ガス設備	屋外支管、排気筒、カラン（使用口）等	屋外供給本管・設備等
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター等	ルームエアコン（天井埋め込み型を除く）等
その他	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、固定椅子、金庫扉、テラス、ポーチ等	洗濯設備、業務用の厨房設備、テント、取り外しの容易な簡易間仕切り、POSシステム、カーテン・ブラインド等

※ 家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供しえる状態にあるものをいいます。

※ 自己所有の家屋内における事務室等の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、空調・ガス配管等は家屋の評価対象であり、償却資産ではありません。

しかし、特定の生産又は業務を行うための給排水・ガス・エア等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線、照明設備及びその付属設備等は償却資産になります。

（例：工場内における製造用機械を動かすための動力配線、機械や製品を冷却するための電気配線や設備、工業用水道配管や汚水処理設備等）

(7) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）が、その事業の用に供するために取り付けたものは、上記の区分に関わらず、家屋に属する部分も含めて償却資産の申告の対象となります。その資産を取り付けた者（テナント入居者等）が申告を行ってください。

(8) 国税との主な違い

項目	償却資産の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法 [注1]	定率法（固定資産税定率法） 一般の資産は固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制 [定率法の場合] 平成19年4月1日以降取得分は「定率法」。平成19年3月31日までの取得の分は「旧定額法」
前年中の新規取得資産	半年償却	月額償却
圧縮記帳の制度 [注2]	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 [注3] （所得税法・法人税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価格（1円）
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	合算評価

注1 法人税等の減価償却の方法は、平成19年4月1日以降に取得した資産については、定額法・定率法いずれかを、平成19年3月31日までに取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価格の5%が最低限度額となります。

注2 圧縮記帳の制度は認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格を圧縮したものについては、圧縮前の取得価格を記入して下さい。

注3 増加償却の適用を行っている資産を所有されている場合は、税務署長への「増加償却の届出書」の写しを申告書に添付してください。

また、法人税法施行令旧第60条の2の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際添付して下さい。

償却資産の申告は
令和4年1月31日までに
お願いします。



筑後市PRキャラクター・はね丸

3.償却資産の評価方法

(1) 償却資産の計算方法

償却資産の評価は「固定資産評価基準」の規定に基づき、償却資産の取得時期、取得価格及び耐用年数を基本として、一品ごとに次の算式により求められます。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価格×(1-r/2) =取得価格×A	前年度評価額×(1-r) =前年度評価額×B

r：耐用年数に応ずる減価率
A：減価残存率 前年中取得のもの
B：減価残存率 前年前取得

ただし、最低限度額（取得価格の5%）を下回る場合は最低限度額が評価額となります。

(参考)

耐用年数	耐用年数に応ずる原価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる原価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる原価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる原価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
	r	A	B		r	A	B		r	A	B		r	A	B
2	0.684	0.658	0.316	7	0.280	0.860	0.720	12	0.175	0.912	0.825	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	8	0.250	0.875	0.750	13	0.162	0.919	0.838	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	9	0.226	0.887	0.774	14	0.152	0.924	0.848	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	10	0.206	0.897	0.794	15	0.142	0.929	0.858	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	11	0.189	0.905	0.811	16	0.134	0.933	0.866	21	0.104	0.948	0.896

(注) 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 1.2.5.6 が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

中古見積耐用年数 … 同省令第3条第1項の規定により見積もった耐用年数

短縮耐用年数 … 法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

(2) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する償却資産については、固定資産税が課税されません。該当資産をお持ちの方は「固定資産税非課税申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、法令で定める要件を満たしていることを証明するための書類とともに提出して下さい。

(3) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記載し、法令で定める要件を満たしていることを証明するための書類とともに提出して下さい。

(4) 納税義務者等について

①納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

②課税標準

毎年1月1日現在の償却資産の価格の合計額が課税標準額となります。ただし特例の適用がある場合には、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

③免税点

償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が150万円未満の場合は課税されません。

④税率

税率は1.5/100です。

(5) 業種別償却資産例

業種	対象となる償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、事務机、レジスター、金庫、自動販売機、看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、簡易間仕切り、駐車場整備、ブラインド、スポットライト、自家発電設備、LAN設備 等
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、施盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、フライス盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具類、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備 等
印刷業	製版機、印刷機、断裁機 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車（0及び00～99、000～999、9及び90～99、900～999ナンバー）
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パチンコ・ゲームセンター等	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機 受変電設備、ボーリング場用設備 等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備 等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍、冷蔵機付を含む）、冷蔵ストッカー、自動販売機、日除け 等
理容・美容業	理容・美容椅子、パーマ機、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール 等
医院・歯科医院	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備等、消毒減菌用機器 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置 等
駐車場業	受変電設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、駐車料金自動計算装置、舗装路面、駐車場管理システム 等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防火壁、地下タンク 等
浴場業	温水器、濾過機、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備 等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備 等
不動産貸付業	門扉、壁、駐車場等の舗装及び機械設備、緑化施設等の外構工事、中央監視制御装置、受変電設備、屋外電気、屋外給排水、屋外ガス設備、太陽光発電設備 等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機農業用機器設備、農業用器具